

最低制限価格運用要領の一部改正について

(平成 24 年 9 月 19 日一部改正)

平成 24 年 10 月 1 日以降の入札から、委託業務（設計土木）における積算基準の改正に伴い、その積算基準に対応した最低制限価格の設定基準を定めました（追加設定）のでお知らせいたします。

今回の改正は、今までの委託業務（設計土木）のほかに、新たな積算体系が加わったことにより、それに対応するための一部改正となります。

最低制限価格の設定基準：委託業務（設計土木）

改正前

①設計（土木）

(1) 直接業務費＋技術経費×0.6＋諸経費×0.6

(2) (直接業務費＋技術経費) ×1.28

(1)と(2)のいずれか高い方

改正後

①設計（土木） ※変更なし

(1) 直接業務費＋技術経費×0.6＋諸経費×0.6

(2) (直接業務費＋技術経費) ×1.28

(1)と(2)のいずれか高い方

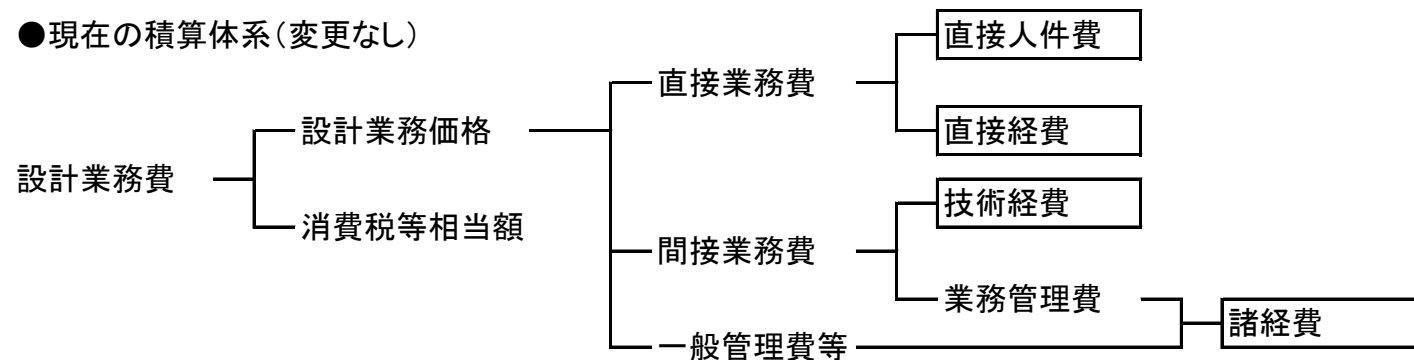
①-2 設計（土木） ※今回の改正で追加設定

(1) 直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.3

上記により、改正後における委託業務（設計土木）は、設計書の積算体系が2パターンとなるため、それぞれの積算体系にあった最低制限価格の設定基準により算定します。

委託業務(設計土木)における積算体系 平成24年10月1日施行

●現在の積算体系(変更なし)



●新たな積算体系(追加設定)

